

# バッテリー類の回収について

令和8年4月から、小型家電回収の一環として、バッテリー類の回収を開始します。  
回収品目や回収の際の注意事項などについては、下記をご確認ください。

## 【回収できるもの】

- 《バッテリー本体》
- リチウムイオン電池
- ニッケル水素電池
- ニカド電池
- 《バッテリー内蔵品》
- 電動ハブラシ(ブラシ部分を外す)
- 電動シェーバー(ヘッドの網刃や刃の部分を外す)
- ハンディファン
- ポータブルスピーカー
- ワイヤレスイヤホン
- スマートウォッチ
- ドライブレコーダー

## 【回収できないもの】

- × 膨張・破損しているもの
  - × (バッテリー本体のみ)適切な絶縁処理がされていないもの
  - × (バッテリー本体のみ)リサイクルマーク、もしくは「Li-ion」「NI-MH」「Ni-cd」等の表記がない物
  - × 電子タバコ・加熱式タバコ
  - × ポータブルバッテリー
  - × リチウム一次電池
  - × バッテリー内蔵品の外箱
  - × 電動ハブラシやシェーバーの外した部分
  - × バッテリー使用品で左のリストにないもの
- これらは小型家電としての回収はできません。  
クリーンピアの処分方法に従って処分してください。

## 【回収場所】

### 東根市役所 生活環境課 窓口(1階6番窓口)

回収日時:平日 8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)

**バッテリーは劣化や衝撃等によって発熱・発火の危険性があるため上記窓口でのみ回収します。**

危険ですので、市内4か所に設置している小型家電回収ボックスには入れないでください。

## 【注意事項】

- ◆ 膨張・破損しているものは回収できません。
- ◆ 安全のため、バッテリーは必ず絶縁処理をしてお持ち込みください。絶縁方法については東根市HPの「バッテリーの絶縁方法について」をご確認ください。
- ◆ バッテリー本体について、充電して繰り返し使える二次電池のみが回収の対象です。必ずリサイクルマーク等があり、充電式のバッテリーであることを確認してください。
- ◆ スマートウォッチやドライブレコーダーに関しては、必要に応じて個人情報等を消去してからお持ち込みください。また、市役所で個人情報等の消去作業は行いません。
- ◆ バッテリーの回収についてご不明な点がございましたら、生活環境課 生活環境係(0237-42-1111 内線 2174)までお問い合わせください。